大会会場周辺でみる『関東大震災』と『帝都復興』の現場

はじめに

以下の内容は関東大震災の被害や帝都復興の背景・プロセスを叙述するに適当な事例を筆者の判断で選択し、事業誌、新聞、地籍図、絵はがきなどによって伝えられている情報を用いて構成したものである。

1 1923 年関東地震の発生と引き続く被害の現場

1.1 神田　共立女子職業学校寄宿舎

同校は「東京の学校のなかでもっとも多くの犠牲者を出し、最大の被害があ」り、教師や生徒などが震害によって倒壊した学校施設に閉じ込められたまま亡くなり、「死亡者は七四名にのぼった」[i]。山口県在住の遺族が「共立地蔵菩薩」の建立を企図し、1924 年 1 月 1 日、地蔵菩薩堂内に 74 名の名前を掲げ、3 月 1 日には地蔵菩薩の開眼法要が営まれたという（図 1-1）[ii]。

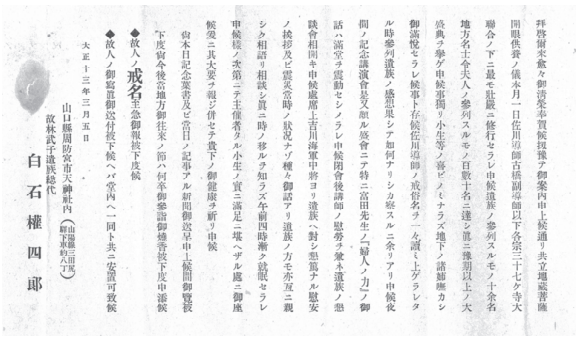

図 1-1 の出典:大正十二年九月一日帝都震災之際東京市神田区一ツ橋共立女子職業学校寄宿舎遭難者名録【大正十三年一月一日マデ精査一名追加】（田中藏）

住所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3 丁目 27 付近

図 1-1「共立地蔵菩薩」建立関係書類

1.2 御茶ノ水駅付近の河道閉塞

JR 東日本・御茶ノ水駅附近では現在、4 年の工期で神田川沿いの中央線盛土部を「地山補強土工法」によって補強する工事が行われているが、関東大震災ではこの一帯が大規模に崩壊し、河道閉塞が生じた（図 1-2）。

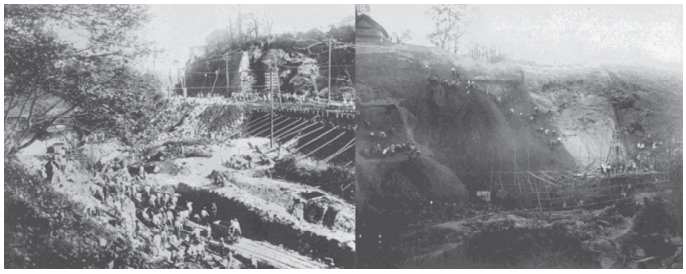

図 1-2 の出典：香月鍒一編（1924）、大正十二年九月大正震災写真集　関東戒厳指令部、偕行社刊、頁番号なし

住所：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 3-10 または〒113-0033 東京都文京区本郷 3 丁目 1 附近地先（神田川沿い、南側）

図 1-2 御茶ノ水駅付近の河道閉塞

1.3 上野広小路の避難民

関東大震災では火災が同時多発的に発生し、その炎から逃れるべく、ひとびとは避難したが、避難民が火の手に追われるうちにひとところに滞留してしまう事態が発生した。図1-3は避難民が上野広小路から上野公園の黒門口広場にかけての一帯を埋め尽くした状況を伝えている。

この状態を炎が襲っていたら、本所区の被服廠跡と同様の悲劇が起きたかも知れない。一帯の道路幅員や公園範囲は撮影時と変わらないので、比較して頂きたい。

図1-3の出典：大阪毎日新聞社編（1923）、関東大震災画報第一輯、大阪毎日新聞社刊、頁番号なし
住所：〒110-0007 東京都台東区上野公園 1-60（写真は南向きに撮影されている）

図1-3 上野広小路の避難民

1.4 本所　陸軍被服廠跡

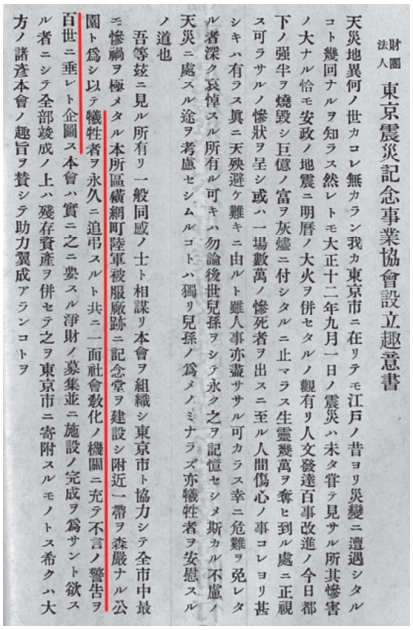

財團法人 東京震災記念事業協會設立趣意書

天災地異何ノ世カコレ無カラン我カ東京市ニ在リテモ江戸ノ昔ヨリ災變ニ遭遇シタルコト幾回ナルヲ知ラス然レトモ大正十二年九月一日ノ震災ハ未タ曾テ見サル所其慘害ノ大ナル恰モ安政ノ地震ニ明暦ノ大火ヲ併セタルノ觀有リ人文發達百事改進ノ今日都下ノ强半ヲ燒毀シ巨億ノ富ヲ灰燼ニ付シタルニ止マラス生靈幾萬ヲ奪ヒ到ル處ニ正視ス可ラサルノ慘狀ヲ呈シ或ハ一場數萬ノ慘死者ヲ出スニ至ル人間僞心ノ事コレヨリ甚シキハ有ラス眞ニ天殃避ケ難キニ由ルト雖人事亦盡ササル可カラス幸ニ危難ヲ免レタル者深ク哀悼スル所有ル可キハ勿論後世兒孫ヲシテ永ク之ヲ記憶セシメ斯カル不慮ノ天災ニ處スル途ヲ考慮セシムルコトハ獨リ兒孫ノ爲メノミナラズ亦犧牲者ヲ安慰スルノ道也

吾等茲ニ見ル所有リ一般同盛ノ士ト相謀リ本會ヲ組織シ東京市ト協力シテ全市中最モ慘禍ヲ極メタル本所區橫網町陸軍被服廠跡ニ記念堂ヲ建設シ附近一帶ヲ森嚴ナル公園ト爲シ以テ犧牲者ヲ永久ニ追弔スルト共ニ一面社會教化ノ機關ニ充テ不言ノ警告ヲ百世ニ垂レト企圖ス本會ハ實ニ之ニ要スル淨財ノ募集並ニ施設ノ完成ヲ爲サント欲スル者ニシテ全部竣成ノ上ハ殘存資產ヲ併セテ之ヲ東京市ニ寄附スルモノトス希クハ大方ノ諸彦本會ノ趣旨ヲ賛シテ助力翼成アランコトヲ

図1-4-1 東京震災記念事業協会設立趣意書

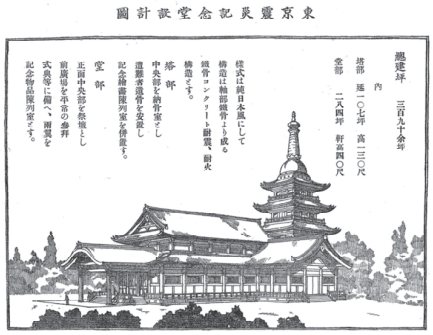

東京震災記念堂設計圖

図1-4-2 『東京震災記念堂設計図』

旧本所区の陸軍被服廠跡とは被服廠（軍服を製造する工場）の移転後、公園予定地として位置づけられていた大きな空地で、そこに複数の火の手に追われた多数の避難民が押し寄せ、この空き地一箇所で3万数千人という犠牲者を出す大惨事を引き起こした場所である。

『東京震災記念事業協会設立趣意書及寄附行為』によれば、同協会は「...全市中最モ惨禍ヲ極メタル本所区横網町陸軍被服廠跡ニ記念堂ヲ建設シ附近一帯ヲ森厳ナル公園ト為シ以テ犠牲者ヲ永久ニ追弔スルト共ニ一面社会教化ノ機関ニ充テ不言ノ警告ヲ百世ニ垂レト企図ス」るために設立され（図1-4-1）、震災記念堂（現、東京都慰霊堂）は身元不明

者の焼骨を発見場所ごとに容器に収めて、保管している（図 1-4-2）。また、附属の震災復興記念館には災害記念物、油絵、一次資料（避難者のリスト、小学校生徒への聞き取り調査、生徒による感想文など）が展示されている。

図 1-4-1、図 1-4-2 の出典：財団法人　東京震災記念事業協会設立趣意書（田中蔵）

住所:〒130-0015 東京都墨田区横網 2 丁目 3-25 付近

1.5 京橋　数寄屋橋畔　震災慰霊碑

図 1-5 震災慰霊碑

かつて数寄屋橋畔には東京朝日新聞社の社屋が建っていた（現、有楽町マリオン）。その東京朝日新聞社の肝煎で建てられた『震災慰霊碑』である。兜をかぶった『平和の神』が獅子を従えて松明を掲げている。

像は長崎の平和祈念像と同じ北村西望の制作。

図 1-5 の出典：田中撮影

住所: 〒104-0061 東京都中央区銀座 4 丁目 1 付近

1.6 神田　湯島聖堂、神田明神の焼失

図 1-6 湯島聖堂全景

湯島聖堂には当時、江戸後期に建設された建物を使って『東京教育博物館』が開設されていたが、建物、収蔵品ともにほぼ全焼した（門のみ、残存、昭和初期に鉄筋コンクリート造で再建）（図 1-6）。神田明神も同様に、江戸後期に建設された諸殿が焼失した（銅板の貼られた鳥居も足を残して失われた。こちらも昭和初期に鉄筋コンクリート造で再建）。

東京帝国大学や諸官庁が所蔵していた古文書類、公設・私設美術館、華族、富豪、美術愛好家などが所蔵していた書画骨董も悉く灰燼に帰した（失われた数多くの品々については『文学士大森金五郎特輯　中央史談　大震災復興一周年記念　文献の喪失文化の破壊』、1924 年 9 月号に詳しい）

図 1-6 の出典：東京教育博物館（1915）、東京教育博物館一覧、挿絵

住所: 〒113-0034 東京都文京区湯島 1 丁目 4（湯島聖堂）、〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16-2（神田明神（神田神社））

[i]共立女子学園百年史編纂委員会編（1986）、『共立女子学園百年史』、p. 292。

[ii] 資料名：大正十二年九月一日帝都震災之際東京市神田区一ツ橋共立女子職業学校寄宿舎遭難者名録【大正十三年一月一日マデ精査一名追加】（田中蔵）

2 避難生活の現場

2.1 神田　三井家神保町邸跡

図 2-1 三井家神保町邸跡バラック

当時は避難計画などなく、堅牢な公共施設もごく僅かであったため、住まいを追われた被災者たちは官公署や学校、社寺、そして富豪邸などの敷地、そして大規模な空き地に入り込み、自らシェルターを構えたり、その場所で提供される公設バラック（東京府や東京市など建設した平屋で簡素な造りの仮設の集団アパート）に滞在した。

この三井家神保町邸を含めた三井財閥の各家ならびに各企業も自らの建物の焼失跡や空き地に仮設住宅を建設し、臨時震災救護事務局という省庁の連絡会議への寄附を通じて被災者に住まいを提供した。

図 2-1 の出典：田中傑（2009）、関東大震災後の罹災者収容バラックと三井諸会社による活動の位置づけ、神奈川大学　非文字資料研究センター　年報非文字資料研究　第 5 号、p.45、2009 年 3 月

住所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-8-2 附近。ほか、近くでは、岩崎家茅町邸（〒110-0008 東京都台東区池之端 1 丁目 3-45）、浅野家池之端邸（〒113-0032 東京都文京区弥生 2 丁目 11-16 東京大学本郷キャンパス浅野地区）などにも

2.2 神田　淡路町　東京商工学校跡　謝恩碑

図 2-2 東京商工学校　校舎新築落成記念絵はがき・震災記念謝恩碑

東京商工学校（現、埼玉工業大学）は震災の前年に竣工した校舎（鉄筋コンクリート造 3F 建て）が震害の被害を受けず、また火災の被害も 1F の一部を受けたに過ぎなかったため、近隣の避難民を受け入れた[1]。これを謝恩する碑が現在も残されている。

図 2-2-1・2-2-2 の出典：田中蔵/撮

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 2-1 新御茶ノ水アーバントリニティビル付近

2.3 靖国神社や牛が淵附属地

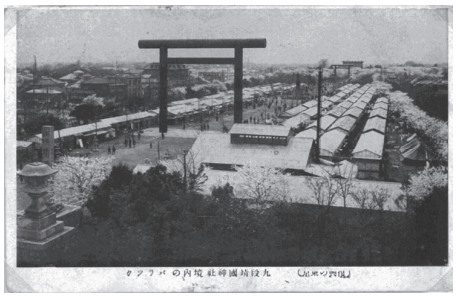

図 2-3 九段靖国神社境内のバラック

九段坂上の靖国神社の境内やお濠端の牛が淵附属地（現在、昭和館や九段会館などが建つ一帯）に逃げ込み、そこに留まった約 3,000 人の多くが公設バラックに収容されたが、そのような状態が長く続くと、建設場所を提供している主体の通常の生活・業務に支障が出て来る。

こうして、震災から 1 年ほどが経つと公設バラックの取り壊しが進められ始めた。芝公園バラックの住民が強制積み立てや貯金の励行によって、集めた金を元手に内務省社会局に住宅手当の支給を申請し、また日比谷バラックの住民が撤退同盟を作って退去の準備を始めたのに対し、靖国神社や牛が淵附属地の住民は立ち退き派と延期派とに二分して対立した[ii]。それは同バラックの建物や衛生状態が他所に比べて良い報道されていたことと関係があるかもしれない[iii]。結局、住民は敷地を管理していた陸軍省と直接交渉をし、退去期限を 1925 年 3 月まで延期させたという[iv]。

行政にとっては皮肉なことではあるが、このような住民運動は、義捐物資を適正に配給するため組織した住民組織が担った。

図 2-3 の出典：田中蔵

住所: 〒102-0073 東京都千代田区九段北 2 丁目 1（靖国神社参道付近）および〒102-0074 東京都千代田区九段南 1 丁目 6-2（旧牛が淵附属地）

2.4 上野公園・不忍池畔

図 2-4-1 上野不忍池畔の避難民のバラック

図 2-4-2 メッシーナ型バラック

九段の集団バラックは他所に比べて快適であったと述べる記録を転載したが、そもそもこれら集団バラックは外壁が板張りで薄く、床にはアンペラ敷きで天井を貼っていないため、夏はとても暑く、冬はとても寒かった。夏季には屋根のトタン板を外して臨時の通風口を確保して室温を下げたり、蔓生植物の種を小学校の生徒を通じて配布したりという泥縄的対策が講じられた[v]。

不忍池畔の公設バラックは、土地柄、湿気や悪臭があったというが、それでも池の水面

をわたる風が涼しく、快適だったとされる（図 2-4-1）[vi]。また、イタリア・シチリア島のメッシーナで 1908 年の地震津波の際に考案され、同市から送られてきた『メッシーナ型（プレハブ）バラック』3 棟のうち 1 棟も不忍池に建てられた（図 2-4-2）（もう 1 棟は上野公園竹の台、もう 1 棟は温存）[vii]。

避難者の集積は上野公園の風致を大きく損なってしまったらしく、震災後の花見の際の荒れ具合をみて警邏の警察官が震災当時を思い出したという逸話がある[viii]。

図 2-4-1 の出典：田中蔵絵はがき

図 2-4-1 の出典：田中蔵古写真に加工（部分拡大）

住所: 〒110-0007 東京都台東区上野公園 3 付近

---

[i] 震災予防評議会（1926）、震災予防調査会報告第 100 号（丙）下、岩波書店、p.225

[ii]『記念日を前に復興し行くバラック民』、東京朝日新聞 1924 年 8 月 15 日付

[iii]『居心地のよいバラックに腰を据えようと泣きつく』、東京朝日新聞 1924 年 8 月 21 日付

[iv]『バラック村住民、陸軍省へ直談判　九段バラック』、東京朝日新聞 1924 年 10 月 4 日付

[v] このようなバラックにおける生活環境改善の試みについては、拙稿（2010）、関東大震災と東京の下町--曳家と区画整理（特集 動くすまい--流動的都市の原風景と未来）、すまいろん 95、pp.22-25、2010 年 7 月も参照されたい。

[vi]『恵まれた不忍の住人、蓮の葉をわたる涼風をうけて』、東京朝日新聞 1924 年 7 月 19 日付

[vii]『イタリア寄贈の組立式耐震バラックの救療所』、東京朝日新聞 1924 年 2 月 13 日付

[viii]『上野公園、花見のあと、「震災の再来」と警官が嘆く』、東京朝日新聞 1928 年 4 月 17 日付

3 近代的な都市施設の整備の現場

3.1 神田　区画整理の嚆矢・駿河台

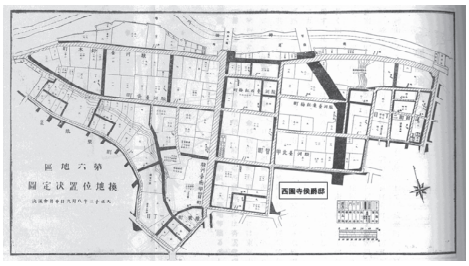

図 3-1-1　第六地区　換地位置決定図　図 3-1-2　第六地区での建物移転

神田駿河台の一帯は帝都復興区画整理に際して、一番最初に換地設計がなされ、一番最初に換地（区画整理で従前の敷地に換えて交付される敷地）先へと建物が移転した地区であるとされる。図 3-1-1 をみると、本郷通り（図の右手に黒いラインで計画線が描写）の開削を除けば、規模の大きな宅地が殆どであったためか、街区の改変は小さいと感じる。

しかし、区画整理という初めて耳にする制度によって地区面積 8 万坪のなかから 1 万坪の土地が無償で公共用地へと編入されたから、地権者からの反撥は大きかった。これを和らげるため、「当時、日本で二番目に偉かった西園寺公」の屋敷地をも区画整理し、一般地権者に垂範しようとしたという述懐がなされているが[i]、これは錯誤または演出（誇張）と考えられる（図 3-1-1 に示したように、西園寺の屋敷は第六地区の外に位置）。

図 3-1-1 の出典：東京市役所編（1931）、帝都復興区画整理誌　第 3 編各説　第 2 巻、第六地区附図

図 3-1-2 の出典：田中蔵絵はがき

3.2 神田　神保町および須田町における道路線形の改修・改造

震災に遭遇した時点の東京の交通基盤は江戸時代のそれを市区改正事業によって線的に改造したものであった。中には道路線形を考慮せずに路面電車を何路線も通したため、大変な混雑を引き起こした場所があった（図 3-2-1）[ii]。有名なのは甲武鉄道/中央線の終着点、万世橋駅とその近傍にあった須田町交差点附近で、その混雑の様子は、北陸の交通の難所・「親知らず子知らず」に喩えられた[iii]。

図 3-2-1 震災前の須田町交差点

図 3-2-3 区画整理後の須田町交差点

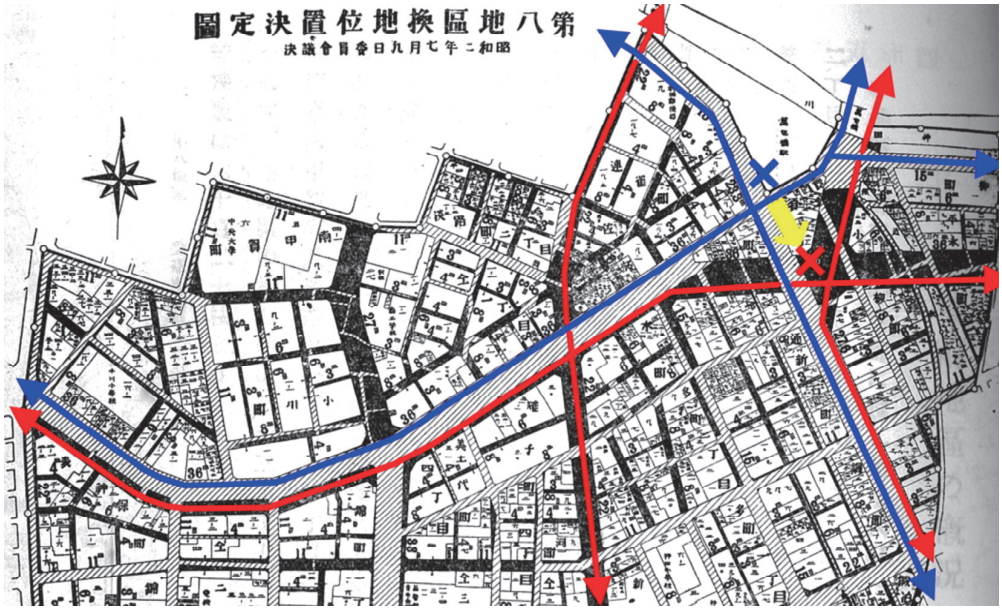

図 3-2-2 須田町交差点の改造（青線=区画整理前、赤線=区画整理後）

図 3-2-2 に示すように、区画整理前の街路網（青線が主要道路の線形）では須田町交差点（青い×印）附近に変則的な交差点があり、いくつもの路線が集中していたが、区画整理後（赤線が主要道路の線形）では広幅員道路を新たに開削することによって路線や交差点の分離が図られ、須田町交差点は南東 120m ほどに移動した（赤い×印、図 3-2-3）。この大改造はそれまでの須田町交差点に馴れていたひとびとに混乱をもたらすほどの事件であった[iv]。

図 3-2-1 および 3-2-3 の出典：田中蔵絵はがき

図 3-2-2 の出典：東京市役所編（1931）、帝都復興区画整理誌　第 3 編各説　第 2 巻、第八地区附図『第八地区換地位置決定図』に加筆。

住所：「須田町交差点」が現在の〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1 丁目 5-11 地先から〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1 丁目 16 地先へと移動。

3.3 神田　九段坂の改修

九段坂は帝都復興事業によって勾配が緩やかに改められるまで、坂の下にリヤカーを押して駄賃を得る立ちん坊と呼ばれるひとびとがいるほど急で、路面電車は堀端に作られた勾配の緩い専用軌道を走っていた（図 3-3-1、図 3-3-2）。当局は震災後、坂の上から東方へ長大な陸橋を掛けることで坂の上り下りの労を軽くしようと計画した[v]が、結局は坂を削って所期の目的を達成した。

勾配が緩やかになったため、また坂の両端に歩道を設ける必要が生じたため、路面電車は道路の中央部分を走るよう改められた（図 3-3-3）。九段坂の地下には共同溝も整備されていた。

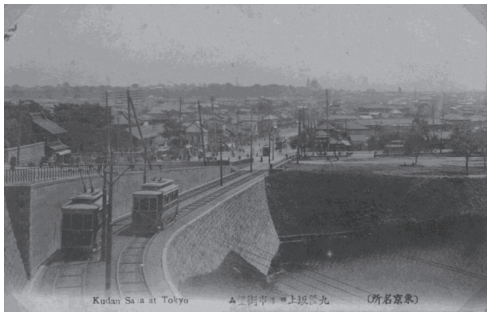

図3-3-1 震災前の九段坂と専用軌道

図3-3-2 震災前の九段坂下（道路と専用軌道の分岐）

図 3-3-3 切り下げ工事後の九段坂

図 3-3-1～3-3-3 の出典：田中蔵絵はがき
住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南 2 丁目 2 田安門前歩道橋から東方

3.4 日本橋・本郷での公園整備

復興事業では大小の公園が各所に整備され、平時の休憩・災害時の避難に供されることになった。復興大公園は浜町公園（図 3-4-1）、隅田公園、錦糸公園の 3 箇所、復興小公園は 52 箇所が設けられた（図 3-4-2：元町公園）。

浜町公園は震災まで細川家をはじめとする華族の屋敷地（幕末に細川家が建てた清正公寺がその名残）や住宅地であった土地に設置された。公園は幅員 33m の金座通り（清洲橋通り）に直交した幅員 35m の並木道路の突き当たりに位置している。並木道路は南北方向の延焼遮断と同時に浜町公園への避難路の安全性確保を企図したものと考えられる。浜町付近の隅田川が遊泳場であったためか、園内にはプールもあった[vi]。

復興小公園の事例として取り上げた元町公園は、復興小公園の中では珍しく、高低差のある敷地に設けられている。本郷台地の南東端（神田川以北）の崖下には震災までは住宅が立ち並んでいて、震災時には水道橋駅付近からの火流がそれら家屋を伝って本郷台地上まで達した。江戸時代の大火でもこの崖を乗り越えて延焼したことがあったから、火災時には地形に起因して局所風が発生するのかも知れない。元町公園の北側には旧元町小学校校舎が建っているが、同校はおよそ 100m 北東に離れた地点からここに飛換地され、コの字型平面の鉄筋コンクリート造 3F 建ての校舎が元町公園の植栽とともに避難空間を構成し

た。

図 3-4-1 浜町公園の俯瞰（矢印は後述のあずまや、右手前から中央部に向けて伸びるのが並木道路）

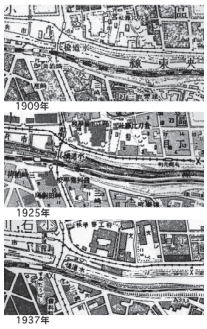

図 3-4-2 元町公園の階段とカスケード図 3-4-3 元町公園周辺の変遷

[i]日本建築学会編（1972）、近代日本建築学発達史、丸善、p. 1028

[ii]震災前の東京の都市問題を論じた福田重義（1918）、新東京、建築雑誌 1918 年 8 月号、pp. 40-41 によれば、市区改正事業は「. . . 主として両陛下行幸啓及大官出仕の通路等に関する点に重きを置き、之に尚他の考慮を加味して市区の改正、道路幅員等を改正したるものなれば、概して改造に非ずして、在来の道路を応用修正したるに止まり、其形状、幅員等に関して其改正理由等に於ける根本研究に乏し」いまま行われたという（下線、引用者）。

[iii] 「親知らず子知らず」という表現は、(1) 田山宗尭編（1912）、東京府名称図絵、ともゑ商会、(2) 満寿志（1921）、東京市内の奇観（その二）、建築画報 1921 年 10 月号、p. 24、(3)『東京が生れ更る姿（三）九段界隈面目を一新』、東京朝日新聞 1924 年 4 月 15 日付、 (4) 今和次郎編（1929）、新版大東京案内、中央公論社、p. 212、(5)『復興帝都の新風景 (9)』、九州日日新聞 1930 年 3 月 24 日付などにみられ、当時一般的に聞かれた譬えと考えられる。

[iv]『八幡知らずの須田町交差点　変な交通標にとまどいする通行人』、東京朝日新聞 1929 年 8 月 8 日付。区画整理によって須田町交差点の位置が移動し、廣瀬中佐の銅像、古着屋街として有名であった柳原通り、また万世橋駅がすべて裏通りに位置するようになったこと、電車の乗り換えが不便になったり、道に迷うひとびとが現れたため、標識が設置されたと報じている。見出しにある「八幡知らず=やわたしらず」とは迷い込んだら抜け出せないという意味の表現である。

[v] この陸橋計画については、『九段坂の変更を　麹町区会調査』、東京朝日新聞 1924 年 9 月 16 日付で陸橋がつくられて歩車分離が実現すると、橋の両側が歩道となり、その歩道に面して橋の下に店舗が開かれるという報道があり、橋の両端が歩道になるのではなく、橋は車道専用で、その側道として歩道（人道）が計画されていたことが伺える。この陸橋は俎橋から偕行社前まで陸橋が架けられる計画であった（『牛が淵付近の改修工事（九段坂）』東京朝日新聞 1925 年 6 月 6 日付）。

[vi]『出来上つた浜町プール』東京朝日新聞 1929 年 11 月 14 日付によれば「浜町公園内の南東隅大川に接

した樹林の中に」完成したプールは、附近の商店に勤めている「番頭さんや小僧さん達にうんと利用してもらふやう夜間使用の設備に至つては水上、水中証明の装置が施されてゐ」た。

4 建築物の復旧・復興の現場

4.1 神田　万世橋駅舎跡

鉄道院が中央線のターミナル駅として 1912 年に開業した旧万世橋駅は、現在の JR 神田万世橋ビル・マーチエキュート神田万世橋の位置にあったが、震火災によって全焼した後、屋根を架けて仮復旧・再開業した（図 4-1-1、図 4-1-2）。

この仮復旧した二代目の駅舎の地上部分はやがて撤去され、その基礎をそのまま転用した三代目駅舎が 1936 年に竣工した。このため、三代目駅舎は外観こそ全く異なるのに、半円形の階段室が初代駅舎（二代目駅舎）の隅塔を引き継ぐ位置に見えている（図 4-1-3。隅塔は図 4-1-1～4-1-3 の矢印部分）。

こうした段階的な再建は大規模建築に限って観察される訳でもない。帝都復興はいちどきに再建をおこなうのではなく、被災した建物を仮復旧したり、それらを部分的に取り込みながら工期を分けて、時間をかけて新たな建物を完成させたりしていた。今日であれば、「復興がみえない」「復興が遅い」と指摘（非難）される状況かも知れない。

図 4-1-1 震災前の万世橋駅舎（初代）

図 4-1-2 震災後の万世橋駅舎（二代目）

図 4-1-3 取り壊し直前の旧万世橋駅舎（三代目）

図 4-1-1 および図 4-1-2 の出典：田中蔵絵はがき

図 4-1-3 の出典：田中撮影

住所：〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1 丁目 25、現、JR 神田万世橋ビル・マーチエキュート神田万世橋付近

4.2 神田　神保町一帯

帝都復興が目指した目標のひとつは大規模な火災発生の抑止（火災の延焼防止）であり、その手段は 3.4 で記した公共施設（広幅員道路や大・小公園）の設置や一般の建築群を不

燃化することであった。

後者については、規模が大きい、あるいは不特定多数が利用する建築物の不燃化や、特定の街区や道路沿いに位置する建築物を不燃化することで実現が図られた。大会会場付近では、例えば靖国通り（かつての大正通り、復興市街地を東西に走る動脈）の沿道奥行き6 間（10.8m）に位置する建築物の不燃化（外壁や屋根の不燃化が最低限の義務、その他規模や階数に応じて不燃化する部位が増える）が計画された。これを甲種防火地区と呼ぶ。

一誠堂書店はこの甲種防火地区の規制に則って実現した不燃建築であるが、その近傍には木造2 階建て（一見、3 階建てにみえるものを含む）が何棟か散見される。これらは資金の不足その他の理由によって不燃建築への建て替えが実現しないまま、90 年近くが経過した建築物である。

法律違反が例外的に認められている状態が長く続くと、遵法精神の低下を招くが、他方、区画整理の施行によって道路が拡幅・新設されたこともあり、延焼遮断の実現のために全ての建築物を不燃化させる必要性も低下していたと考えられる。これがなし崩し的な現状容認が続いた背景と考えられる。

4.3 上野　松坂屋百貨店

図 4-3-1 震災前の店舗

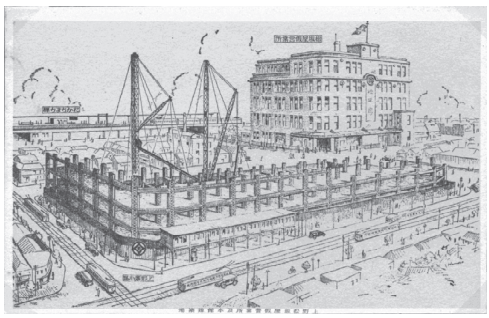

図 4-3-2 震災後の仮店舗と新店舗の建築工事の状況

図 4-3-3 新店舗竣工後の鳥瞰写真

図 4-3-4 松坂屋の復興プロセス（イメージ）

上野松坂屋は震災で店舗を失った（図 4-3-1）あと、非焼失地にあった社員寄宿舎に仮事務所・仮営業所を設置し、他方では関西方面で製材した部材を回漕し、地震発生から 3 ヶ月後には店舗焼跡に木造 2 階建て仮設店舗を完成させた。仮設店舗はその後、もう一棟が追加建設された（図 4-3-4 中の 1 が仮設店舗の最初の棟の位置、2 が追加された棟の位置）。

上野松坂屋はこの仮設店舗で営業を本格的に再開したが、その営業を中断することなく仮設店舗を本設店舗へ建て替えるために、隣接地を取得し、鉄筋コンクリート造 6 階建ての仮営業所を建設、1927 年 6 月に開店した（図 4-3-2、右奥に描かれているのが仮営業所、図 4-3-4 中の 3 の位置）。

仮営業所の開店後、新本館（図 4-3-3、図 4-3-4 中の 4 の位置）を建てるため、2 棟の仮設店舗を取り壊し、工事が始まった。新本館は鉄筋コンクリート造 7 階建てで 1929（昭和 4）年 3 月に竣工し、余剰となった仮営業所は内部組織が使用することとなった。

住所：〒110-8503 東京都台東区上野 3 丁目 29-5

図 4-3-1～図 4-3-3 の出典：田中蔵絵はがき

図 4-3-4 の出典：沼尻長治（1935）、火災保険特殊地図　下谷区　No. 4 に加筆

4.4 霞ヶ関への官庁の集中

関東大震災では中央署官衙が大きな被害を被ったが、これらは現在のように霞ヶ関に集中していた訳ではなく、大手町（文部省、内務省、印刷局など）、霞ヶ関（外務省、陸軍省、日比谷（警視庁）、新橋（農商務省、逓信省）などに分散していた。これらは震災復興の過程で徐々に集中再建された。たとえば、霞ヶ関にあって震災で焼失した内務省（図4-4-1）は焼跡に仮設庁舎を建てて執務を再開した後、1933 年に霞ヶ関に新庁舎を建設して移転した。同様に、警視庁（震災前は日比谷）、文部省（震災前は大手町）、大蔵省（同前）も霞ヶ関へ移転した。

被災後に仮設建築を建ててそこで事業を再開した後、本設建築を建てて営業場所を移動し、跡地を別用途に転用するという「玉突き式」の復興は 4-3 の上野松坂屋の事例においても観察されたが、同様のことが官民をとわずに行われていたことが判る。

図 4-4-1 の出典：東京名所、刊記不詳、田中蔵

図 4-4-2 の出典：井上一之ほか(1940)官庁街の火災と対策、建築雑誌 1940 年 10 月号、p.211

図 4-4-3 の出典：田中蔵絵はがき

図 4-4-1 震災前の内務省

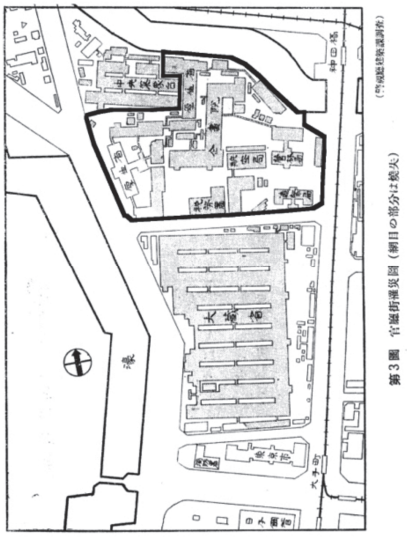

図 4-4-2 震災後のバラック庁舎（枠内が内務省部分、図は内務省の霞ヶ関移転後の利用状況を示す）

図 4-4-3 霞ヶ関へ移転後の内務省

5 大地主からの土地の供出と本格的な郊外化の端緒

5.1 神田一ツ橋の東京商科大学跡地

現在如水会館、国立情報学研究所、そして共立女子大学一ツ橋キャンパスのある一帯には大正末まで旧制の東京商科大学のキャンパスがあった。震災後、同大学は石神井にあったグラウンドに仮移転したが、のちに一ツ橋キャンパスの土地を箱根土地株式会社の開発した国立（当時は谷保）の土地と交換し、そこに新キャンパスを開設、移転した。

東京商科大学と共立女子職業学校は広いキャンパスを、箱根土地会社は仲介料を、それぞれ得たことになる。

住所：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-1（如水会ビル）、〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2（国立情報学研究所）、〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1（共立女子大学一ツ橋キャンパス）

5.2 寺院の転出

区画整理の実施で公共用地（道路、公園、学校 etc...）が増え、逆に私有地が減ると、世帯あるいは建物あたりの宅地面積は縮小することになる。当時、社寺の境内や墓地は耕地整理法の規定に従えば区画整理の事業地区に編入できなかった（ほかに鉄道用地など。区画整理は耕地整理法を準用する形式で施行）ため、下町に多数立地していた寺院の境内や墓地の面積が減らされないことに対して下町住民からの不満が大きかった。

結局、特別法を定めて寺院の境内や墓地を区画整理地区に編入することに決定したが、寺院の布教や経営に不可欠な境内・墓地の面積が縮小されることになったため、寺院側も従前通りに復旧・復興する訳にはいかなくなった。

本項で示す旧下谷区廣徳寺は塔頭と呼ばれる小寺院を複数、擁していたが、区画整理後、その土地の一部を下谷区役所・下谷小学校・上野警察署の用地として譲渡するように要望されたため、それに応じ、墓地と塔頭を板橋区（その後、板橋区から分離して練馬区）へと移した。

同寺の残りの施設はその後も戦災をはさんで下谷にとどまったが、1970 年代に台東区役所が現在の分庁舎を建設する際に廣徳寺も練馬へ移転した。現在は塔頭がひとつ残るだけである。

住所：〒110-0015 東京都台東区東上野 4 丁目 5-6（旧敷地=台東区役所附近）、〒176-0002 東京都練馬区桜台 6 丁目 20-19（移転先）

5.3 宅地難緩和のために大規模施設の郊外移転を求める声

5.2 では区画整理を前に市民が寺院に対して不満をもった様子を記したが、宅地難を緩和するために「何らかの施設」を郊外へ移転させようという声は非常に多かった。たとえば、現在東京ドームの一帯にあった東京砲兵工廠が震火災で大きな被害を受け、そこへ 1924 年 12 月当時、東京女子高等師範学校（震災までは現在の東京医科歯科大学の位置に所在）が移転する計画になっていたところ、小石川区はそこを住宅地として開放するように請願した（同区では区画整理は実施されなかったが、当時、山の手には多くの被災者が間借りその他の手段で転居しており、宅地・住宅が不足）[i]。

また、本郷区の森川町会は「小公園設置のために本多子爵家祖の神社を開放するよう請

願」した[ii]（本郷区では南西隅のみ区画整理が実施され、旧森川町一帯は区画整理の施行地区外に位置。砲兵工廠跡地と同様、避難者が転入していたことが背景にあったと考えられる）。このほか、一般向けの宅地開放ではないが、東京市は震災前に日本橋にあり、震災後は芝浦に仮移転していた魚市場の移転先として築地の海軍大学校敷地の譲渡を海軍に対して要望した[iii]。

移転を要請された側は教育機関や公共施設の設備水準の向上や復旧・復興を実現しながら応じた。

住所：〒112-0004 東京都文京区後楽１丁目 3-61（東京砲兵工廠跡地）、〒113-0033 東京都文京区本郷６丁目 14-8（「本多子爵家祖の神社」跡附近）、〒103-0022 東京都中央区日本橋室町１丁目 8-2（魚市場の旧所在地）、〒104-0045 東京都中央区築地５丁目２（魚市場の移転先）

5.4 旧松平頼寿邸跡地の再開発

現在、東京都立工芸学校、宝生会能楽堂、讃岐金刀比羅宮東京分社のある一帯は明治以降、旧讃岐藩（御連枝=御三家の分家）主・松平伯爵家の屋敷地であり、震火災時には水道橋から延焼してきた炎に包まれて全焼した。

震災当時の当主は松平頼寿伯爵で、各種団体の幹部を務めていた名士であった。焼跡はまず日本赤十字社の臨時産院の土地として提供された[iv]。彼は日本赤十字社の理事であった。

ついで、築地の旧校地が区画整理で手狭になる東京府立工芸学校（現、東京都立工芸学校）や震災前は神田区猿楽町にあった宝生会能楽堂の移転先として屋敷地を提供した。彼は東京府教育会々長であり、宝生会の理事でもあった。松平伯爵自らは駒込にあった別邸に住所を移した。

住所：〒113-0033 東京都文京区本郷１丁目 3-9（東京都立工芸学校）、〒113-0033 東京都文京区本郷１丁目 5-7、〒113-0033 東京都文京区本郷１丁目 5-11（讃岐金刀比羅宮東京分社）、〒104-0045 東京都中央区築地４丁目 1-1（現、東劇ビル）および〒104-0045 東京都中央区築地４丁目 2-2（現、京橋郵便局）（東京府立工芸学校の旧所在地）、〒170-0003 東京都豊島区駒込４丁目２～3 および〒170-0003 東京都豊島区駒込４丁目 5～8（松平邸の移転先）

---

[i]『小石川区、砲兵工廠跡を住宅地として開放するよう請願」、東京朝日新聞 1924 年 12 月 16 日付

[ii] 東京朝日新聞 1924 年 12 月 16 日付

[iii] 東京朝日新聞 1924 年 12 月 17 日付

[iv]『皇后陛下、産院を御巡覧』、東京朝日新聞 1923 年 11 月 19 日

6 災害遺産・復興遺産の保存や"活用"の現場

6.1 被災建物の部分保存

図 6-1-1 旧開拓使物産売捌所

図 6-1-2 浜町公園あずまや

図 6-1-3 旧遊就館

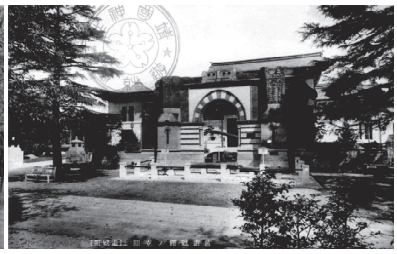

図 6-1-4 復興後の遊就館（手前に旧遊就館の外壁）

図 6-1-5 東京帝国大学　旧工科大学本館　図 6-1-6 東京大学御殿下グラウンドの擁壁

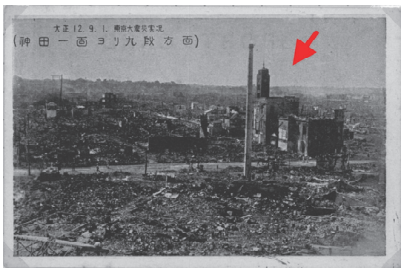

図 6-1-7 焼跡にたつ文房堂（矢印）

図 6-1-8 バラック時代の文房堂（矢印）

関東大震災では明治以降建てられてきた西洋建築の多くが倒壊・焼失した。建築家や造園技師はそれらを補修して使い続けたり、部分保存したりした。

お雇い外国人が設計した旧開拓使物産売捌所（J.コンドル）が浜町公園の四阿として、旧遊就館（G.カッペレッティ）の正面入口部分が復興した遊就館の前庭にそれぞれ設置された（図 6-1-1～6-1-4、現在はいずれも撤去済み）。

また、日本人建築家の第一世代である辰野金吾による帝国大学工科大学本館の部材が東京帝国大学の運動場擁壁（附属施設外壁）として再生され、現在も残っている（図 6-1-5～6-1-6）。

このほか、㈱文房堂 神田本店は震火災に遭った建物[ii]を震災後、そして戦後も使い続け、現在は改築したビルに貼付ける形でかつての外壁を保存している（図 6-1-7～6-1-8）。

これらはいずれも、ひとびとが何らかの目的のもと、震災前の建築物を部分的にせよ今日に伝えている例である。

図 6-1-1 の出典：建築雑誌 43 巻 523 号、p.828

図 6-1-2～6-1-5 の出典：田中蔵絵はがき

図 6-1-6：田中撮影

図 6-1-7～6-1-8 の出典：田中蔵絵はがき

住所：文房堂神田本店　〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1 丁目 21-1

6.2 リノベーション、転用

図 6-2-1 旧研数学館（帝国書院の入居時）　　図 6-2-2 旧下谷区小島小学校

白山通りの沿道奥行き 6 間は 4.2 で記した甲種防火地区に指定されていた。白山通りに面した旧研数学館（予備校）は一誠堂書店同様に、甲種防火地区の規制を満足した不燃建築である。同予備校は受験生の減少を理由に予備校業から撤退し、建物は現在、飲食店に貸し出されている。

旧下谷区小島小学校も旧研数学館同様に少子化を背景として本来の用途から「台東デザ

イナーズビレッジ」へと転用されている。

図 6-2-1 の出典：田中蔵絵はがき

図 6-2-2 の出典：田中撮影

住所：〒101-0065 東京都千代田区西神田 2 丁目 8-1（旧研数学館）および〒111-0056 東京都台東区小島 2 丁目 9-10（旧下谷区小島小学校）

6.3 淡路小学校跡地の市街地再開発事業

この場所にはかつて旧制の開成中学校があり、同校は震災前に百人町附近への移転を構想していたが、震災後、実際には西日暮里へと移転した。その跡地に建設され、復興小公園が併設されたのが淡路小学校であった。同校はその後、芳林小学校と統合・閉鎖され、小学校・小公園の一帯はワテラス WATERRAS として再開発された。

住所：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 101

6.4 城東小学校跡地や東京建物ビル

図 6-4-1 城東小学校

図 6-4-2 東京建物本社ビル

復興建築は今日の容積制、とくにその緩和型運用のもとでは貴重な種地と看做されることも多い。現在、準備組合が設立され、計画が検討されている「(仮称) 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」は城東小学校と東京建物本社ビルという 2 棟の大規模な復興建築を計画敷地に取り込もうとしている（城東小学校は同再開発事業北街区に建つタワー建築内に入居との構想）[iii]。遠からず、2 棟の復興建築は姿を消すことになる。

図 6-4-1 の出典：田中撮影

図 6-4-2 の出典：東京建物株式会社新築工事概要　昭和四年十一月（田中蔵）

住所：〒104-0028 東京都中央区八重洲 2 丁目 2-2（城東小学校）および〒103-8285 東京都中央区八重洲 1 丁目 9-9（東京建物本社ビル）

関連した既発表論文

1）田中傑（2006）、帝都復興と生活空間−関東大震災後の市街形成の論理−、東京大学出版会、2006 年 10 月

2) 中央防災会議　災害教訓の継承に関する専門調査会報告書　平成 20 年 3 月
1923 関東大震災【第３編】、2008 年 3 月（ウェブ版）
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1923-kantoDAISHINSAI_3/index.html
3) 田中傑（2009）、関東大震災後の罹災者収容バラックと三井諸会社による活動の位置づけ　神奈川大学　非文字資料研究センター　年報非文字資料研究　第 5 号、pp.23-63、2009 年 3 月
http://himoji.kanagawa-u.ac.jp/publication/pdf/annual_report_05/report_05_005.pdf
4) 田中傑（2011）、関東大震災後の寺院の経営と再建、関東都市学会年報　第 13 号、pp.79-93、2011 年 10 月
http://researchmap.jp/?action=cv_download_main&upload_id=78568

備考：本資料に掲載したスキャン画像の原本はいずれも刊行以来 50 年以上が経過した団体発行物であり、その全て筆者が所有しているため、著作権の侵害はないと認識している。

以上

---

[i] 東京市役所（1933）、浜町公園案内、頁番号なし「...正面の奥には記念塔がありますが、之は永代橋々畔に在つた旧開拓使局庁舎が大震火災により廃滅に帰した其残材を集め記念の為め『ベネチアンゴシツク』式の小塔を建てたものであります、旧開拓使局庁舎は、我建築界の恩人元宮内省内匠寮御雇技師、帝国大学教師の英国人『ジヨサイア、コンドル』氏の設計に依つて明治十三年六月に落成したものであります。」

[ii] 震災予防評議会（1926）、震災予防調査会報告第 100 号（丙）下、p.221

[iii]「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」計画概要について、2015 年 4 月 10 日　三井不動産株式会社 http://mitsuifudosan.co.jp/corporate/news/2015/0410_02/index.html